

通所リハビリテーションえがお 運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人慈厚会が開設する介護老人保健施設えがお（以下「当施設」という。）において実施する通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーションは、要支援又は要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画を立て、心身機能の維持・向上に加え、介護家族の心身的・精神的負担の軽減を目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

3 通所リハビリテーションの事業を運営するに当たり、地域との結びつきを重視し、他の居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービスを提供する者と連携に努める。

4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が個性豊かに過ごすことができるようサービス提供に努める。

5 サービス提供にあたっては、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| (1) 施設名 | 介護老人保健施設えがお |
| (2) 開設年月日 | 平成24年10月1日 |
| (3) 所在地 | 茨城県土浦市中村東 2-21-1 |
| (4) 電話番号 | 029-869-9020 FAX 番号 029-834-3520 |
| (5) 管理者名 | 万本 盛三 (医師) |
| (6) 介護保険指定番号 | 介護老人保健施設 (0850380056 号) |

(従業者の職種、員数、職務内容)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1名 (兼務)

施設を代表し、業務の総括の任にあたる。

- (2) 介護職員 3名以上

管理者の命を受け利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

- (3) 介護支援相談員 1名以上 (兼務)

利用者の心身の状態、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め利用者又は家族に対し、適切な相談指導業務を行う。

- (4) 作業療法士・理学療法士・言語聴覚士 2名以上

リハビリのプログラムを作成するとともに機能訓練の実施に際し指導を行う。

- (5) 事務

管理者の命を受け事務処理を行う。

- (6) 看護師 1名以上

管理者の命を受け利用者の日常生活全般にわたる看護業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 年末年始(12/30～1/3)を除く、毎週月曜日から土曜日までの6日間、祝祭日も営業日とする。
- (2) 営業日の(9時30分～16時30分)までを営業時間とする。

(利用定員)

第7条 通所リハビリテーションの利用定員数は、1日30人とする。

(通所リハビリテーションの内容)

第8条 通所リハビリテーションは、医師、理学療法士・作業療法士・看護職員・介護職員・その他職種者によって作成されるリハビリテーション実施計画に基づいて、必要なリハビリテーションを行う。

看護師・介護士により介護計画を作成し、それに基づいて介護を行う。

- 2 入浴介助もしくは、特別入浴介助を実施する。
- 3 食事を提供する。
- 4 居宅及び施設間の送迎を実施する。
- 5 管理栄養士等によって作成される栄養改善サービス計画に基づいて、指導等を行う。
- 6 歯科衛生士等によって作成される口腔機能改善管理指導計画に基づいて、口腔機能向上サービス等を行う。

(利用者負担の額)

第9条

- 1 通所リハビリテーションサービスを提供した場合の利用料は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該施設が法定代理受領サービスがあるときは、その1割から3割の額とする。
- 2 その他の費用は料金表に準ずる。
- 3 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容と費用を説明した上で利用者及び家族の同意を得る。また、併せてその支払いに同意する旨の文書(利用同意書)に署名(記名押印)を受ける。
- 4 利用者の支払いは、現金にて指定期日までに受ける。
- 5 厚生労働大臣が定める基準(=介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示する。

[虐待防止に関する事項]

第21条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を月1回開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。責任者は、介護支援相談員とする。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする

[業務継続計画の策定等]

第22条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 3 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 4 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(職場におけるハラスメントの防止)

第 23 条 事業所は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

付 則

この運営規程は、令和 5 年 2 月 1 日より施行する。

医療法人 慈厚会